

呉市急傾斜地復旧整備事業融資取扱基準

(趣旨)

呉市急傾斜地復旧整備事業融資の事務取扱について、呉市急傾斜地復旧整備事業融資要綱に定めるもののほか、必要な事項を取扱基準で定めるものとする。

(融資対象)

- (1) 高さ 2.0 m 以上で傾斜角 30 度以上の自然がけ及び人工がけを急傾斜地と定義する。
- (2) 融資の対象となる急傾斜地は、宅地又は宅地に隣接するがけ地とする。（宅地とは家屋がある土地をいう。）
- (3) 急傾斜地復旧整備工事の種類。
 - イ) 擁壁工，排水工，法面工事，法面補強工事。
 - ロ) 急傾斜地崩壊防止施設の設置。
 - ハ) その他がけの災害を防止するための必要な工事。

(融資の条件)

- (1) 融資金額は、50 万円以上 500 万円以下とし、工事費の 90 % 以下とする。
- (2) 融資金の利率は、年 0 パーセントとする。
- (3) 融資金の償還方法は、元金均等毎月払とする。
- (4) 償還期間は、15 年以内で、1 回の償還元利金の合計額が原則として、5 千円以上となるよう計算した期間とする。
- (5) 融資金額の単位は、10 万円単位とする。
- (6) 独立行政法人住宅金融支援機構法（平成 17 年法律第 82 号）第 13 条第 1 項第 6 号の規定により、独立行政法人住宅金融支援機構（以下、「機構」。）から災害予防関連工事に必要な資金の貸付けを受ける者については、急傾斜地復旧整備工事資金の不足分について融資の対象とする。

ただし、融資額は、機構から受ける貸付の限度額と呉市急傾斜地復旧整備事業融資の限度額の合計額か、全体工事費の 9 割以内のいずれか低い額から機構から受ける貸付の融資額を控除した額とする。
- (7) 営利を目的とした急傾斜地復旧整備工事を行う宅地造成業者等は融資の対象としない。
- (8) 次に掲げる書面を受けた者であること。なお、申請の際にはその写しを添付すること。
 - ア 急傾斜地が宅地造成及び特定盛土等規制法（昭和 36 年法律第 191 号）の適用を受ける場合は、同法に基づく勧告又は命令
 - イ 急傾斜地が宅地造成及び特定盛土等規制法の適用を受けない場合は、市長からの改善要請
- (9) その他関係法令の許可等を要するものについては、その写しを添付すること

(技術基準)

宅地造成及び特定盛土等規制法の技術基準による。

ただし、技術基準による施工が困難でやむを得ない場合は可能な限り技術基準に近い安全な工法とする。また、特殊な工事については協議し調整する。

(その他)

申込書に添付する見積書等については、事前に都市計画課で工法等について協議し指導・助言を受けたものであること。

決裁に当たっては、事前に都市計画課から意見を受けることとする。また、500 万円以上の工事で機構からの融資を希望する申込者については、都市計画課及び建築指導課の

意見を受けることとする。